

## 令和6年度診療報酬改定 後発医薬品・バイオ後続品の使用促進等の見直し

1月26日の中央社会保険医療協議会総会（以下、中医協）にて、令和6年度診療報酬改定の個別改定項目が示されました。本号ではそのうち、後発医薬品（1～2頁に記載）及びバイオ後続品（3～4頁に記載）に関連する内容を紹介いたします。なお、現時点（1月26日）では個別改定項目の点数や割合等は示されておらず、2月上旬になる見込みです。

### Topic解説

#### 後発医薬品の使用促進

一般名処方加算、後発医薬品使用体制加算、外来後発医薬品使用体制加算について、医薬品の供給不足等の場合における治療計画の見直し等に対応できる体制の整備並びに患者への説明及び院内掲示にかかる施設基準を設けるとともに、点数を見直します。

#### 医療機関（院外処方）

##### 【一般名処方加算】

	現行	改定案
一般名処方加算1	7点	●●点
一般名処方加算2	5点	●●点

##### [新設される施設基準]

- 薬剤の一般的名称を記載する処方箋を交付する場合には、医薬品の供給状況等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を患者に十分に説明することについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。
- 「1」の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。

##### [経過措置]

令和●年●月●日までの間に限り、「2」に該当するものとみなす。

後発医薬品使用体制加算、外来後発医薬品使用体制加算について、施設基準（※1）及び点数が見直されます。

※1：後発医薬品使用体制加算・外来後発医薬品使用体制加算ともに同じ見直し内容です。

#### 病院・有床診療所（入院）※

※一部を除く

##### 【後発医薬品使用体制加算】

	現行	改定案
後発医薬品使用体制加算1	90%以上 47点	90%以上 ●●点
後発医薬品使用体制加算2	85%以上 42点	85%以上 ●●点
後発医薬品使用体制加算3	75%以上 37点	75%以上 ●●点

(次頁へつづく)

# Topic解説

(前頁からのつづき)

## 診療所（院内処方）

### 【外来後発医薬品使用体制加算】

	現行		改定案	
外来後発医薬品使用体制加算1	90%以上	5点	90%以上	●●点
外来後発医薬品使用体制加算2	85%以上	4点	85%以上	●●点
外来後発医薬品使用体制加算3	75%以上	2点	75%以上	●●点

[追加・見直される施設基準]（後発医薬品使用体制加算・外来後発医薬品使用体制加算共通）

1. 医薬品の供給が不足等した場合に当該保険医療機関における治療計画等の見直しを行う等、適切に対応する体制を有していること。
2. 後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいる旨並びに「1」の体制に関する事項並びに医薬品の供給状況によって投与する薬剤を変更する可能性があること及び変更する場合には入院患者に十分に説明することについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。
3. 「2」の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに記載していること。

[経過措置]

令和●年●月●日までの間に限り、「3」に該当するものとみなす。

## 保険薬局

### 【後発医薬品調剤体制加算に係る見直し】

#### （調剤基本料）

後発医薬品調剤体制加算は調剤基本料1～3を算定している薬局には変更ありません。

特別調剤基本料について、A（いわゆる敷地内薬局が対象）及びB（調剤基本料の届出を行っていない薬局が対象）の区分が新設されます。それに伴い、後発医薬品調剤体制加算の取り扱いを変更します。

特別調剤基本料Aを算定する薬局 100分の●●に相当する点数

特別調剤基本料Bを算定する薬局 後発医薬品調剤体制加算を算定できない

#### 【算定要件】（一部）

※下線は改定部分

保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号）後発医薬品（以下「後発医薬品」という。）の調剤に関して別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において調剤した場合には、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数（特別調剤基本料Aを算定する保険薬局において調剤した場合には、それぞれの点数の100分の●●に相当する点数）を所定点数に加算する。この場合において、特別調剤基本料Bを算定する保険薬局は当該加算を算定できない。

### 【地域支援体制加算】

施設基準について様々な項目が見直されますが、そのうち後発医薬品に関連する内容では、処方箋集中率が85%を超える薬局について、後発医薬品の使用割合の基準が「50%」から「70%」に引き上げられます。

## バイオ後続品の使用促進

バイオ後続品に係る患者への適切な情報提供を推進する観点から、入院医療においてバイオ後続品の有効性や安全性について十分な説明を行い、バイオ医薬品ごとの特性を踏まえた使用数量割合の基準を満たす医療機関について新たな評価を行うとともに、バイオ後続品導入初期加算について対象患者を拡大します。

### 医療機関（入院）

#### （新設）バイオ後続品使用体制加算（入院初日）

●●点

入院患者に対して、バイオ後続品の有効性や安全性について十分な説明を行った上で使用し、数量割合の基準を達成した場合の評価を新設します。なお、数量割合の基準は成分の特性を踏まえ、以下の2つの基準が設定され、いずれも満たす必要があります。

#### 【数量割合が同じ基準となる成分】

##### ➤ 施設基準「イ」（3頁目参照）

①エポエチン ②リツキシマブ ③トラスツズマブ ④リパラチド

##### ➤ 施設基準「ロ」（4頁目参照）

①ソマトロピン ②インフリキシマブ ③エタネルセプト ④アガルシダーゼベータ ⑤ペバシズマブ  
⑥インスリンリスプロ ⑦インスリンアスパルト ⑧アダリムマブ ⑨ニビズマブ

対象患者、算定要件、施設基準は以下をご参照ください。

#### 【対象患者】

入院患者であって、バイオ後続品のある先発バイオ医薬品（バイオ後続品の適応のない患者に対して使用する先発バイオ医薬品は除く。）及びバイオ後続品を使用している患者

#### 【算定要件】

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（入院基本料（特別入院基本料等含む。）又は特定入院料のうち、バイオ後続品使用体制加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）であって、バイオ後続品のある先発バイオ医薬品（バイオ後続品の適応のない患者に対して使用する先発バイオ医薬品は除く。）及びバイオ後続品を使用する患者について、当該基準に係る区分に従い、それぞれ入院初日に限り所定点数に加算する。

#### 【施設基準】

- （1）バイオ後続品の使用を促進するための体制が整備されていること。
- （2）直近1年間にバイオ後続品のある先発バイオ医薬品（バイオ後続品の適応のない患者に対して使用する先発バイオ医薬品は除く。）及びバイオ後続品の使用回数が●●回を超えること。
- （3）当該保険医療機関において調剤したバイオ後続品のある先発バイオ医薬品（バイオ後続品の適応のない患者に対して使用する先発バイオ医薬品は除く。）及びバイオ後続品について、当該薬剤を合算した規格単位数量に占めるバイオ後続品の規格単位数量の割合について、以下のいずれも満たすこと。

イ 次に掲げる成分について、当該保険医療機関において調剤した先発バイオ医薬品（バイオ後続品の適応のない患者に対して使用する先発バイオ医薬品は除く。）及びバイオ後続品について、当該成分全体の規格単位数量に占めるバイオ後続品の規格単位数量の割合が●●%以上であること。ただし、当該成分の規格単位数量が●●未満の場合を除く。

- |          |           |
|----------|-----------|
| ① エポエチン  | ③ トラスツズマブ |
| ② リツキシマブ | ④ テリパラチド  |

（次頁へつづく）

# Topic解説

(前頁からのつづき)

- 次に掲げる成分について、当該保険医療機関において調剤した先発バイオ医薬品（バイオ後続品の適応のない患者に対して使用する先発バイオ医薬品は除く。）及びバイオ後続品について、当該成分全体の規格単位数量に占めるバイオ後続品の規格単位数量の割合が●●%以上であること。ただし、当該成分の規格単位数量が●●未満の場合を除く。

- |              |              |
|--------------|--------------|
| ① ソマトロピン     | ⑥ インスリンリスプロ  |
| ② インフリキシマブ   | ⑦ インスリンアスパルト |
| ③ エタネルセプト    | ⑧ アダリムマブ     |
| ④ アガルシダーゼベータ | ⑨ ラニビズマブ     |
| ⑤ ベバシズマブ     |              |

(4) バイオ後続品の使用に積極的に取り組んでいる旨を、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

(5) (4) の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。

## 【経過措置】

令和●年●月●日までの間に限り、(5) に該当するものとみなす。)

## 医療機関（外来）

### 【バイオ後続品導入初期加算】

対象患者について、外来化学療法を実施している患者から、医療機関において注射するバイオ後続品を使用する全ての患者に見直します。また、これに伴い、外来腫瘍化学療法診療料におけるバイオ後続品導入初期加算は廃止します。

### 【算定要件】

※下線は改定部分

入院中の患者以外の患者に対する注射に当たって、バイオ後続品に係る説明を行い、バイオ後続品を使用した場合は、バイオ後続品導入初期加算として、当該バイオ後続品の初回の使用日の属する月から起算して3月を限度として、月1回に限り150点を更に所定点数に加算する。

出典：厚生労働省\_中央社会保険医療協議会\_総会（2024/1/26）\_総-5 [https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000212500\\_00243.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000212500_00243.html)

## 調剤薬局様向けに診療報酬改定WEB説明会を開催

日程：3月18日、19日、22日、25日、27日、28日（いずれも同じ内容です）

時間：19：30～20：45（予定）

内容：調剤報酬について

人数：各回とも1,000名

演者：弊社 医薬政策課員

開催方法：Zoomウェビナーを使用

※ 事前登録の方法については、2月中旬ごろに弊社医療関係者向けサイトの医療行政情報のページに掲載予定です。

